

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東庄町長、東庄町議会議長、東庄町選挙管理委員会、東庄町代表監査委員、東庄町農業委員会、東庄町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	84.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	94.8%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.0%
31～35年	92.2%
26～30年	99.9%
21～25年	89.5%
16～20年	100.5%
11～15年	100.1%
6～10年	103.6%
1～5年	91.7%

【説明欄】

- ・医師職については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、上記集計からは除外している。また、医師職のみの集計結果については、医師職は集計年度現在で男性職員のみであることから、公表は行わない。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職及び本庁課長補佐相当職については、該当職員がいないため記載していない。
- ・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当について、世帯主となっている男性に支給するケースが多く、受給者に占める男性への支給額の割合は81.8%となっている。また、年度当初時点で、50歳以上の一般行政職（一）給料表適用職員のうち72.7%が男性であり、相対的に管理職員の割合も87.5%が男性となっていることも要因の一つである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。